

家きん(鶏、あひる、ダチョウほか)を飼養する方へ

以下の「特定症状」が確認されたら
直ちに家保へ通報する義務があります！

家きんの特定症状

- ①同じ家きん舎内において、1日の家きんの死亡率が、
過去21日間の平均死亡率の2倍以上
- ②鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下
- ③5羽以上の家きんがまとまって死亡

※ただし、設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害など、鳥インフルエンザ以外の事情によるものが明らかな場合は、この限りではありません。



死亡急増



沈うつ



とさかのチアノーゼ

当てはまったらすぐ通報！

北部家畜保健衛生所：
0980-52-2939



※鳥インフルエンザ発生時に飼養衛生管理基準の遵守違反、通報の遅れがあった場合、鶏殺処分後の手当金が減額されることがあります。
※鳥インフルエンザ発生時には過去21日間に農場に立入った人・車輛の巡回先まで調査が行われますので、日頃から農場への入退場記録、消毒実施の記録、飼養家禽の異常の記録をお願いします。